

宜議第 168 号
平成30年6月19日

議長
大城 政利 殿

総務常任委員会
委員長 平良 眞一

委員会審査結果について（報告）

第412回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録（要旨）の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

2. 会議事項

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第1号	平成29年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)	平成30年 3月1日	平成30年 3月6日	原案可決 (賛成多数)
議案第17号	宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	平成30年 3月1日	平成30年 3月6日	原案可決
議案第18号	宜野湾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び宜野湾市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	平成30年 3月1日	平成30年 3月6日	原案可決 (賛成多数)
議案第19号	宜野湾市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について	平成30年 3月1日	平成30年 3月6日	原案可決 (賛成多数)
議案第20号	宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	平成30年 3月1日	平成30年 3月6日	原案可決
議案第30号	宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について	平成30年 3月1日	平成30年 3月6日	原案可決
請願第2号	沖縄県主催による国民保護計画に基づく避難訓練の実施訓練を求める請願	平成29年 9月12日	—	継続審査
陳情第19号	個人住民税(市町村民税)に係る特定寄付金対象施設の指定に関する要望	平成27年 3月4日	—	継続審査
陳情第30号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情	平成27年 9月8日	—	継続審査
陳情第35号	監査委員の税理士登用方について	平成27年 12月7日	—	継続審査
陳情第38号	「伊佐市営住宅跡地の有効利用について(再回答)」に対する陳情	平成28年 3月2日	—	継続審査
陳情第40号	国連の「沖縄県民は先住民族」という勧告の撤回を求める陳情	平成28年 6月14日	—	継続審査
陳情第87号	固定資産税の課税ミスによる過徴収について	平成30年 3月1日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成30年3月2日（金）

午前10時00分 開会
午後 4時05分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	伊波 一男
委員	知念 吉男

副委員長	宮城 克
委員	佐喜真 進
委員	上地 安之
委員	我如古 盛英

○欠席委員（0名）

○説明員（41名）

総務部次長	泉川 幹夫
市民防災室長	普天間 朝彦
人事課長	米須 之訓
行政改革推進室長	宮城 恵美
IT推進室長	山口 久美子
番号制度担当主幹	佐久本 嘉一郎
税務課長	津波古 良幸
納税課長	真鳥 かおり
企画部次長	松本 勝利
企画政策担当主幹	本永 貴也
企画政策担当技幹	仲泊 嗣典
財政課長	知花 博史
市民経済部次長	崎間 賢
環境対策課長	嘉手納 貴子
市民課長	津島 美智子
産業政策課長	宮城 竜次
福祉推進部次長	真喜志 若子
児童家庭課長	宮城 葉子
保育課長	島袋 喜美恵
こども企画課長	新垣 育子
障がい福祉課長	宮良 弘美

生活福祉課長	野村 斉
都市計画課担当技幹	城間 勝也
建築課長	中本 益丈
土木課長	又吉 直広
施設管理課長	仲村 等
基地政策部次長	多和田 功
基地渉外課長	伊佐 英人
西普天間跡地推進室長	普天間 朝信
消防次長	米須 清昌
総務課長	伊佐 隆之
警防課長	又吉 清
教育部次長	桃原 忍子
施設課長	嶺井 辰也
生涯学習課長	佐久原 昇
文化課長	比嘉 洋
指導部次長	伊佐 英明
指導課長	加納 貢
学校給食センター所長	當山 全盛
(教)事業管理係長	名幸 仁
給与係長	藤原 祐樹

○議会事務局職員出席者 伊佐 真也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

(1) 議案第1号 平成29年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

- (2) 議案第17号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第18号 宜野湾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び宜野湾市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第19号 宜野湾市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

平成30年3月2日（金）第1日目

○平良眞一 委員長 総務常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第1号 平成29年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 沖縄子どもの貧困緊急対策事業にて居場所づくりを3カ所にふやすことができず、既存の2カ所での運用となった理由をお伺いしたい。
- 生活福祉課長 自治会においてサポート要員がいないことや人件費等の財政負担が厳しいことが主な理由である。
- 桃原功 委員 他市に比べ、本市で居場所が少ない理由をお伺いしたい。
- 生活福祉課長 年々自治会への負担がふえているほか、他市に比べNPO法人が少ないことが主な理由である。
- 桃原功 委員 ボランティアや学生を活用し、早期に子どもの貧困問題の解決に取り組んでいただきたい。
- 福祉推進部次長 様々な角度から問題の解決に向け取り組んでまいりたい。
- 桃原功 委員 特定駐留軍用地内土地取得事業の増額理由をお伺いしたい。
- 基地政策部次長 賃貸契約を締結している面積に対し、平成28年度の賃借料単価で予算を計上していたが、ことし1月に賃借料が0.3%～1.7%増加したことや、新たに契約した33筆の清算金等により、増額補正するものである。
- 桃原功 委員 これまでに取得した土地の面積及び取得率を伺いたい。
- 基地政策部次長 資料を提出してまいりたい。
- 我如古盛英 委員 普天間飛行場周辺まちづくり事業の物件補償費の繰り越し理由をお伺いしたい。
- 企画部次長 5件の物件補償契約を予定しているが、うち1件が未契約であるため、繰り越しするものである。
- 我如古盛英 委員 宜野湾11号道路整備事業の土地購入費の繰り越し理由は、「軍用地等地主会の要請を受け、次年度に土地売買契約を行うため」と伺ったが、資料をいただきたい。
- 土木課長 提出してまいりたい。

- 我如古盛英 委員 志真志小学校校舎増改築事業の完了予定日はいつか。
- 施設課長 平成31年1月31日である。
- 我如古盛英 委員 志真志小学校校舎併行防音事業の繰り越し理由を伺いたい。
- 施設課長 除湿換気設備（1工区）と（2工区）の入札不調に備え、年度内執行が困難になるおそれから工事費を次年度へ繰り越すものである。

-
- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前11時00分）
 - 平良眞一 委員長 再開いたします。（午前11時10分）

-
- 知念吉男 委員 要保護及び準要保護学用品費援助事業の増額理由を伺いたい。
 - 指導部次長 認定基準値が1.0から1.2に拡充したほか、県の周知により、対象者が前年度より5%ふえたことが主な要因である。
 - 知念吉男 委員 地域子どもの未来応援交付金について、子供の貧困に関する県の調査結果を待たずに市独自の調査を進めてはいかがか。
 - 福祉推進部次長 県の未就学児童調査結果を踏まえ、効果的で実効性のあるものを目指す必要があることから、次年度に実施してまいりたいと考えている。
 - 知念吉男 委員 ぜひ、次年度に実施していただきたい。また、放課後児童クラブの待機児童問題もあるため早期の解決に向け取り組んでいただきたい。
 - 上地安之 委員 繰越明許費補正において土木費が多い理由を伺いたい。
 - 土木課長 国や県へ予算要求を行うものの、内示額の減額等により事業執行が困難なためである。
 - 上地安之 委員 沖縄振興公共投資交付金事業費等の予算減額により事業繰り越しを行っているが、次年度以降の予算は確保できているのか。
 - 土木課長 社会保障整備金や沖縄振興特別交付金等の一括交付金の減額による影響は、全国の各市町村においても同様に予算減額により事業執行が厳しい状況にある。そのため、事業繰り越しや先延ばしなどを行っている。
 - 上地安之 委員 沖縄振興一括交付金の減額が該事業に影響を及ぼしていると考えてよいか。
 - 企画部次長 平成27年度は、沖縄振興公共投資交付金が806億円であったのに対し、平成30年度は608億円の減額を見込んでいる。また、沖縄振興特別推進交付金についても前年度807億円から平成30年度579億円の減額を見込んでおり、各事業で影響を受けている。
 - 上地安之 委員 事業が先送りになるなど予算編成において苦勞をしていると思うが、沖縄振興一括交付金を増額できるよう頑張ってください。
- 次に、西普天間住宅地区埋蔵文化財緊急発掘調査事業の減額理由を伺いたい。

- 文化課長 該事業の1億8,374万9,000円の減額補正は、今年度の調査区内のうち1カ所の遺構を確認できなかったことによる約5,000万円の不用額や、普天間旧道跡の調査面積が5,850平米から4,000平米に縮小したことによる約8,000万円の減額及び契約の執行残が主な要因である。
- 上地安之 委員 委託契約は複数に分けて実施したのか、また、最低制限価格は設定したのか。
- 文化課長 調査区ごとに契約を行っており、最低制限価格も設定している。
- 桃原功 委員 宜野湾市ひとり親家庭生活支援事業の支援世帯数が前年度は5世帯、今年度は8世帯の支援を予定とあるが、支援世帯が少ないのはなぜか。
- 福祉推進部次長 住居確保及び就労支援等生活全般に係る支援の申請件数が少ないためである。また、これまで申請を受けた中で対象外となったことはない。
- 桃原功 委員 児童扶養手当の受給者数は何人いるのか。
- 児童家庭課長 平成29年度の受給者数は1,633人である。
- 桃原功 委員 宜野湾市ひとり親家庭生活支援事業の申請が少ない理由を伺いたい。
- 児童家庭課長 プライバシーに関するため、相談に訪れる方が少ないと考える。
- 桃原功 委員 該事業の開始年度についてお伺いしたい。
- 福祉推進部次長 平成28年度から実施している。
- 桃原功 委員 市民へのさらなる周知に努めていただきたい。
- 伊波一男 委員 公立小学校用地買収事業計画、派遣費補助金補助事業の実績一覧表をいただきたい。また、我如古出張所改築事業の委託料の減額理由をお伺いしたい。
- 消防次長 購入予定地を確保できず計画見直しを凶ったためである。
- 施設課長 公立小学校用地買収事業に関する資料を提出してまいりたい。
- 指導部次長 派遣費補助金事業の資料を提出してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 平良眞一 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時00分）

*** 午後の会議 ***

- 平良眞一 委員長 再開いたします。（午後2時05分）
これより午後の会議を進めてまいります。
-

【議題】

議案第17号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 該条例の改正でラスパイレル指数はどのぐらいになるのか。
- 人事課長 条例改正後の指数は次年度に公表となる。
- 桃原功 委員 該条例改正は毎年3月定例会に提案しているのか。
- 人事課長 例年11月臨時会や12月定例会に改正を行ってきたが、今年度は衆議院総選挙の影響により3月定例会での提案となる。
- 上地安之 委員 当該条例改正による過去の改定状況の資料をいただきたい。
- 人事課長 資料を確認し、提出してまいりたい。
- 上地安之 委員 国と県の人事院勧告の違いについてお伺いしたい。
- 人事課長 対象となる一般職の職員が異なるだけである。国・県は独自に官民格差を調査し、各市町村へ通知を行っている。
- 上地安之 委員 当該条例の一部改正に至った経緯をお伺いしたい。
- 総務部次長 本市は独自に官民格差の実態調査を行っていないため、国・県の人事院勧告に準じ、他市の動向を踏まえて条例改正を提案している。
- 上地安之 委員 国・県の給料表と本市の給料表は同じなのか。
- 給与係長 国や県が示す給料の号給の考え方は一緒である。
- 上地安之 委員 県の人事院では、官民格差の実態調査を実施しているのか。
- 総務部次長 県では、企業規模が50人以上かつ事業所規模50人以上の362の民間事業所うち143事業所へ調査を実施し、結果を県人事院勧告として通知している。
- 上地安之 委員 県の人事院勧告は調査を踏まえて通知しているのか。
- 人事課長 県職員と民間事業所との月例給の差が650円、率にして0.19%県職員の月例給が下回ったため、その分の引き上げが勧告されている。
- 上地安之 委員 県の人事院勧告も加味したと理解した。人事院勧告に係る実態調査に関する資料をいただきたい。
- 人事課長 資料を提出してまいりたい。
- 上地安之 委員 市職員労働組合との交渉経過についてお伺いしたい。
- 総務部次長 市職員労働組合とは給料の増減に関わらず交渉を行っており、平成30年1月18日に事務交渉を行い、2月6日に団体交渉を実施している。
- 上地安之 委員 市職員労働組合との交渉経過について資料をいただきたい。
- 総務部次長 資料を提出してまいりたい。
- 我如古盛英 委員 該条例改正後、ラスパイレス指数に変化は生じるのか。

- 人事課長 平成28年4月1日時点のラスパイレル指数は96.4だが、国も同様に引き上げを行うことから指数は変わらないと考えている。
- 知念吉男 委員 財政状況を鑑みて判断を行っているか。
- 総務部次長 これまでも国、県の人事院勧告に準じるほか、他市の状況を鑑み条例を提案しているものの、財政状況を全く考慮していないわけではない。
- 桃原功 委員 12月定例会ですでに改正が済んでいる市もあるのはなぜか。
- 給与係長 本市は退職手当条例の改正を該条例と合わせて提案しているが、すでに改正が済んでいる市は退職手当条例を独自で持っていないため該条例のみを12月定例会にて改正したと聞いている。
- 桃原功 委員 条例の施行時期は平成29年4月1日とあるが、遡及して支給するのか。
- 給与係長 そのとおりである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午後2時45分）
 - 平良眞一 委員長 再開いたします。（午後2時55分）
-

【議題】

議案第18号 宜野湾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び宜野湾市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 県内11市の改定状況等に違いがあるのはなぜか。
- 人事課長 特別職は職員と異なり、人事院勧告等に基づき改定を行うものではない。また、豊見城市においては、議員手当の支給割合が高いため改定していないと聞いている。
- 上地安之 委員 特別職の特別給の改定理由をお伺いしたい。
- 総務部次長 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定している。本市においても一般職の人事院勧告による給与改定に準じ、特別職の特別給を平成29年12月期からの改定として提案している。
- 上地安之 委員 増額分の支給時期についてお伺いしたい。
- 人事課長 平成29年12月期の増額分を3月の月例給に合わせて支給する予定である。

- 上地安之 委員 議員の手当等の改定については、上程前に全議員に対し事前調整を実施できないか。
- 人事課長 議会事務局と調整の上、検討してまいりたい。
- 知念吉男 委員 該条例の一部改正を宜野湾市特別職報酬等審議会に諮らないのはなぜか。
- 総務部次長 報酬等審議会規則の第2条に審議会は、議員報酬の額、特別職の給料の額並びに政務活動費の額について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものであるため、今回の改定内容については諮る必要がないと判断し、審議会には諮っていない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午後3時30分）
 - 平良眞一 委員長 再開いたします。（午後3時30分）
-

【議題】

議案第19号 宜野湾市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 改定根拠についてお伺いしたい。
- 人事課長 人事院から示された退職給与に係る官民比較調査結果に基づくものである。
- 桃原功 委員 他市の状況についてお伺いしたい。
- 総務部次長 県と那覇市においては独自に段階的な引き下げを実施する予定だが、残りの沖縄市と沖縄市町村事務組合に加入している38市町村は本市と同様平成30年4月1日施行、退職手当の率を100分の87から100分の83.7に引き下げると伺っている。
- 桃原功 委員 市職員労働組合との交渉経過についてお伺いしたい。
- 総務部次長 1月18日に事務交渉、2月6日に団体交渉をそれぞれ1回実施し、施行期日を平成30年1月1日から平成30年4月1日に変更することで概ね理解を得た状況である。
- 桃原功 委員 今年度の退職者には影響しないと理解してよいか。
- 総務部次長 そのとおりである。
- 桃原功 委員 次年度からの施行開始に伴い勸奨退職者数は増加したのか。
- 総務部次長 5年前に教職員の退職手当を100分の100から100分の87に引き下

げの見直しを行った際は退職者数の増加につながったが、本件については、現在のところ、退職者の増加に寄与していない。

- 上地安之 委員 該条例の一部改正は人事院勧告によるものか。
- 総務部次長 人事院勧告によるものではなく、11月17日の閣議決定を受け、実施するものである。また、条例改正を行わなくても罰則等はない。
- 上地安之 委員 閣議決定の通知等について、資料をいただきたい。
- 総務部次長 資料を提出してまいりたい。
- 上地安之 委員 退職手当の見直しの時期についてお伺いしたい。
- 人事課長 5年に1度、退職給付に係る官民比較調査を実施し、支給水準を改定している
- 上地安之 委員 退職手当の見直しの実施時期や改定率について伺いたい。
- 人事課長 資料を作成し、提出してまいりたい。
- 知念吉男 委員 市職員労働組合との交渉は同意を得ていないのではないのか。
- 総務部次長 人事院勧告に基づき、国が示す平成30年1月1日施行ではなく、組合の意向を踏まえ同年4月1日に施行日を変更することで概ね理解をいただいております、一方的に改定したわけではない。

○平良眞一 委員長 休憩いたします。（午後3時55分）

○平良眞一 委員長 再開いたします。（午後3時55分）

本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○桃原功 委員 沖縄県市町村事務組合に加入しないメリットについてお伺いしたい。

○人事課長 事務組合に加入していないため、実際の違いは把握できていないが、独自に基金をもつことで財政の見通しが立てやすいと考えている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○平良眞一 委員長 本日の委員会を散会いたします。

（散会時刻 午後4時05分）

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成29年3月5日（月）

午前10時00分 開議

午後 2時58分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	平良眞一
委員	石川慶
委員	桃原功
委員	伊波一男
委員	知念吉男

副委員長	宮城克
委員	佐喜真進
委員	上地安之
委員	我如古盛英

議長	大城政利
----	------

○欠席委員（0名）

○説明員（41名）

総務部次長	泉川幹夫
市民防災室長	普天間朝彦
人事課長	米須之訓
行政改革推進室長	宮城恵美
IT推進室長	山口久美子
番号制度担当主幹	佐久本嘉一郎
税務課長	津波古良幸
納税課長	真鳥かおり
企画部次長	松本勝利
企画政策担当主幹	本永貴也
企画政策担当技幹	高江洲強
財政課長	知花博史
市民経済部次長	崎間賢
環境対策課長	嘉手納貴子
市民課長	津島美智子
産業政策課長	宮城竜次
福祉推進部次長	真喜志若子
児童家庭課長	宮城葉子
保育課長	島袋喜美恵
こども企画課長	新垣育子
障がい福祉課長	宮良弘美

生活福祉課長	野村齊
都市計画課担当技幹	城間勝也
建築課長	中本益丈
土木課長	又吉直広
施設管理課長	仲村等
基地政策部次長	多和田功
基地渉外課長	伊佐英人
西普天間跡地推進室長	普天間朝信
消防次長	米須清昌
総務課長	伊佐隆之
警防課長	又吉清
教育部次長	桃原忍子
施設課長	嶺井辰也
生涯学習課長	佐久原昇
文化課長	比嘉洋
指導部次長	伊佐英明
指導課長	加納貢
学校給食センター所長	當山全盛
行政改革担当主査	饒平名直
行革推進担当主査	古波蔵伸也

○議会事務局職員出席者 伊佐 真也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

(1) 議案第 1 号 平成 2 9 年度宜野湾市一般会計補正予算 (第 4 号)

(2) 議案第 3 0 号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第 2 0 号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

平成30年3月5日（月）第2日目

○平良眞一 委員長 総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第1号 平成29年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 保育所の保護者負担金に関する制度改正における市民への影響についてお伺いしたい。
- 福祉推進部次長 子ども子育て支援法の施行改正に伴い、非課税世帯の第2子の保育料が半額助成から全額助成となるほか、単独世帯の保育料も減額となることで保護者の負担軽減を図る制度改正である。
- 桃原功 委員 対象者は何人いるのか。
- 保育課長 164人である。
- 桃原功 委員 保育料の軽減を適用するのはいつからか。
- 保育課長 制度改正の施行開始は4月1日だが、本市は8月に遡及し保育料への適用を実施した。
- 桃原功 委員 減額理由は制度改正による影響だけなのか。
- 保育課長 制度改正の影響に伴う減額のほかに、1保育所の改修事業のおくれが主な減額理由である。
- 桃原功 委員 保育所（園）保護者負担金と市立保育所保育料の違いについてお伺いしたい。
- 保育課長 法人の認可保育所と公立保育所の違いであるが、それぞれ制度改正による影響が主な減額理由である。さらに、公立保育所では保育士不足による保育児童の受け皿が十分に確保できなかったことも要因の一つである。
- 桃原功 委員 保育士の賃金改定の経緯についてお伺いしたい。
- 保育課長 平成27年度から平成28年度には月額7,500円から8,100円へ、平成28年度から平成29年度には9,000円へ賃金の改定を行っている。
- 桃原功 委員 負担割合についてお伺いしたい。
- 福祉推進部次長 国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担となる。
- 桃原功 委員 普天間旧道跡地以外からも重要文化財が発掘されたのか。

- 文化課長 喜友名山川原第九遺跡から縄文時代の土器が出土している。
- 桃原功 委員 普天間旧道跡地はどのように使用されていたのか。
- 文化課長 字普天間から字大山までを結ぶ郡道で、当時の基幹産業であるサトウキビの運搬等を目的に使用されたものであり、当時の生活等を知る重要な遺構と考えている。
- 桃原功 委員 普天間旧道跡地の保存方法について検討しているのか。
- 文化課長 何度も協議を行ってきたが、仮換地により地権者が確定していないため、地権者説明会を実施できていない状況にある。
- 桃原功 委員 地権者の意向を確認し、説明会を実施していただきたい。
- 文化課長 地権者の合意形成を得るのは難しいと考えるが、関係部署と連携し説明会を実施してまいりたい。
- 桃原功 委員 普天間旧道跡地の保存について見解をお伺いしたい。
- 文化課長 関係部署と協議をし、一部保存又は全部保存も含め、検討してまいりたい。
- 我如古盛英 委員 里道3筆を売買する際、隣接地権者から合意は得ているのか。
- 総務部次長 地権者の合意を得ている。
- 我如古盛英 委員 基地返還跡地転用推進事業（土地購入費）の減額理由をお伺いしたい。
- 基地政策部次長 小学校2校、中学校1校の計3校分の土地を確保するため、今年度は1万8,000平方メートルの土地の確保を予定していたが、目標面積を確保できなかったことが主な減額要因である。3校全体で必要な面積は減歩前で1万5,000平方メートルだが、現在の取得率は40%程度である。返還前後の短い期間だけでは用地取得が困難なことから、引き続き一括交付金を活用した先行取得を検討している。
- 我如古盛英 委員 一括交付金を活用したい部署は多いことから、事業を繰り越さないよう頑張ってください。
- 知念吉男 委員 公立小学校施設維持管理事業の光熱水費が800万円増額しているのに対し、公立中学校施設維持管理事業の光熱水費が減額となっている理由をお伺いしたい。
- 施設課長 小学校の光熱水費の増額については、燃料調整費の変動に伴う影響のほか、大山小学校運動場の芝生の育成等が主な要因である。次に、中学校の減額補正の理由は、燃料調整費の変動はあるものの、普天間中学校の特別支援教室の空調機が故障したほか、節水が上手に図られたことが主な要因だと考えている。
- 知念吉男 委員 故障した空調機の修繕は済んでいるのか。
- 施設課長 防音工事復旧事業により今年度空調機を入れ替え、次年度より使用

可能となる。

- 知念吉男 委員 プール管理員の一般臨時職員賃金の減額理由をお伺いしたい。
- 指導部次長 臨時職員の未配置時期及び欠勤等によるものである。
- 知念吉男 委員 地域型保育給付事業の増額理由をお伺いしたい。
- 福祉推進部次長 人事院勧告に伴う保育士給与の増額である。
- 知念吉男 委員 保育士試験対策事業（補助）の実績についてお伺いしたい。
- 福祉推進部次長 19名が受験し、そのうち2名が合格した。
- 知念吉男 委員 引き続き保育士確保に向けて頑張っていたいただきたい。次に、放課後児童クラブ利用者負担軽減事業の減額理由をお伺いしたい。
- 福祉推進部次長 対象となる保護や非課税世帯の利用を260名と見込んでいたが、実際の利用が70名にとどまったため、差額分を減額するものである。
- 保育課長 次年度は周知を図り、利用促進につなげたいと考えている。
- 知念吉男 委員 空家等対策計画策定事業の計画策定に向けたスケジュールについてお伺いしたい。
- 建築課長 今年度は先進地視察を行い、平成30年度に実態調査を実施した後、31年度に計画策定を予定している。
- 知念吉男 委員 早急に取り組んでいただきたい。

○平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前10時55分）

○平良眞一 委員長 再開いたします。（午前11時05分）

- 伊波一男 委員 派遣費補助金交付事業の事業概要についてお伺いしたい。
- 指導部次長 市内小中学生を県代表として派遣する際に費用を補助するものである。補助の内訳については、航空運賃、宿泊費、昼食費、交通費である。
- 伊波一男 委員 団体の人数により補助率が変わるのはなぜか。
- 指導部次長 補助金交付要綱に基づき航空運賃は領収書での実績報告を受け、全額補助を行っているが、上限額を超えた分は自己負担になるためである。
- 伊波一男 委員 該事業の減額理由をお伺いしたい。
- 指導部次長 派遣団体を21団体、派遣人数を321名と見込んでいたが、実際は12団体、派遣人数180名にとどまったことにより差額分を減額するものである。
- 伊波一男 委員 公立小学校用地買収事業の公有財産購入時期が未定なのはなぜか。
- 施設課長 宜野湾小学校は地権者が多く、海外に住んでいる方もいるため、意向確認が困難なため取得予定が未確定である。普天間第二小学校については、地権者が相続等の手続中であるため意向が確認できていない。はごろも小学校については、地権者が亡くなったため、供託による相続者との調整に時間を要

することから時期が未定となっている。

- 上地安之 委員 地方消費税交付金の減額理由をお伺いしたい。
- 財政課長 国からの確定通知を受け、減額補正を行うものである。
- 上地安之 委員 地方消費税交付金は充当先が決まっているのか。
- 財政課長 1節の地方消費税交付金は交付税や市税と同様に、充当先は市の裁量に任されているが、2節の社会保障財源交付金は社会保障での活用と利用に制限されている。
- 上地安之 委員 保育士年休取得等支援事業と保育士宿舎借上支援事業の減額理由をお伺いしたい。
- 福祉推進部次長 保育士年休取得等支援事業の活用を8園想定していたが、5園のみの実績となったため、減額するものである。また、宿舎借上事業は契約執行残によるものである。
- 上地安之 委員 小口資金融資損失補償回収金の増額理由をお伺いしたい。
- 産業政策課長 毎年1月1日から12月31日にかけて信用保証協会が回収した金額を翌年の1月31日までに市へ支払う契約に基づくものである。毎年回収時期が分からないため、費目存置で計上していることから増額補正するものである。
- 上地安之 委員 小口資金融資の実績についてお伺いしたい。
- 産業政策課長 2件の申請が取り下げられたことにより、実績がゼロとなった。
- 上地安之 委員 小口資金融資の需要についてお伺いしたい。
- 産業政策課長 県も同様の事業を実施しており、県の融資額の方が高いことから、今後対応を検討したいと考えている。
- 上地安之 委員 放課後児童クラブ利用者負担軽減事業において軽減対象枠を拡大してはいかがか。
- 福祉推進部次長 次年度は保育所保育料の軽減対象拡充を予定している。
- 桃原功 委員 大謝名児童センター建替事業(補助)の減額理由をお伺いしたい。
- 福祉推進部次長 平成28年度に県から設計費の交付決定を受け、事業を進めてきたが、国土交通省から補助対象外との通知を受けたため、減額補正を行うものである。
- 桃原功 委員 防衛補助を活用してでも事業は進めていただきたい。次に、3・4・71号普天間線整備事業(補助)の減額理由をお伺いしたい。
- 都市計画担当技官 補助金交付額が減額となったためである。
- 桃原功 委員 我如古21号道路新設整備事業の減額理由をお伺いしたい。
- 土木課長 国から県への補助配分の減額が主な要因であるが、県全体の事業執行率が低く、繰り越しが多いためとの説明を受けている。
- 我如古盛英 委員 大謝名児童センター建替事業(補助)の減額理由、宜野湾市立野球場ネーミングライツ料の実施内容等について資料をいただきたい。

- 福祉推進部次長 資料を提出してまいりたい。
- 企画部次長 担当部署に確認し、資料を提出してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 平良眞一 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時05分)

***** 午後の会議 *****

- 平良眞一 委員長 再開いたします。(午後2時00分)
これより午後の会議を進めてまいります。
-

【議題】

議案第30号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 対象範囲についてお伺いしたい。
- 消防次長 屋外タンク貯蔵所の大きさが1,000キロリットル以上で、ドラム缶にすると5,000本分以上が対象となる。
- 伊波一男 委員 市内に対象施設がないため、条例改正は不要ではないか。
- 予防課長 新規に申請が提出された際に審査を行う必要があるため、当該条例改正を提案している。
- 伊波一男 委員 市内に設置可能な場所はあるのか。
- 予防課長 申請書の提出を受け、設置規則に基づき判断を行うことから、現時点での回答は困難である。
- 我如古盛英 委員 県内市町村の改正状況についてお伺いしたい。
- 消防次長 同様に今定例会での改正を予定している。
- 我如古盛英 委員 市内給油所は対象となるのか。
- 予防課長 市内給油所は地下タンクで管理しており、該条例の対象ではないため、条例改正への影響はない。
- 桃原功 委員 普天間飛行場に該施設を設置する場合の流れについてお伺いしたい。
- 予防課長 沖縄防衛局より設置申請書の提出を受け、設置を許可するものの、治外法権のため立入検査はできない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午後 2 時 1 5 分）
 - 平良眞一 委員長 再開いたします。（午後 2 時 2 5 分）
-

【議題】

議案第 2 0 号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 新たに附属機関として設置を行う理由をお伺いしたい。
- 行財政改革推進室長 これまでも各担当課において審査会や委員会等の名称で会議を実施してきたが、条例または法律、要綱などを根拠として設置するものなのか判断を行う上で指針を策定し、整理したところ今回新たに 5 つを附属機関として位置付けるため、提案することとなった。
- 桃原功 委員 設置予定の 5 つの附属機関以外にも審議会等が存在するが、今回 5 つの設置のみに留まった理由をお伺いしたい。
- 行財政改革推進室長 平成 29 年 4 月 1 日現在、本市の附属機関は、条例により設置されているものが 40、法令により設置されているものが 23、計 63 の附属機関が設置されている。
該条例改正により新たに 5 つを附属機関として位置付けるのだが、今後設置する時期については、その都度条例改正を提案し設置を行う予定である。
- 桃原功 委員 審議会等を附属機関に位置づけることでこれまでと何が異なるのか。
- 行財政改革推進室長 謝礼金の支払いを 1 節の報償費で支出するのか、8 節の報酬で支出するのかの違いが主な変更点となる。また、委員の身分が会合と附属機関では異なる。
- 桃原功 委員 確定申告等の手続きに変更はないと理解してよいか。
- 行財政改革推進室長 報酬も報償費もすべて源泉徴収の対象となることから、特に影響はないと考える。
- 上地安之 委員 新たに附属機関として位置づける理由を再度お伺いしたい。
- 総務次長 各課で附属機関の設置を判断していたが、本来、条例で附属機関として設置すべきかを見直す必要があり、今年度指針を策定し、位置づけについて整理した結果、新たに 5 つの附属機関を位置づけるに至った。
- 上地安之 委員 平成 30 年度に開催を予定しているため会合等を今定例会で附属機関へ位置づけるのか、また、整理できていない審議会等については平成 30

年度に開催しないため、設置しないのか。

- 行財政改革推進室長 平成30年度以降に開催を予定しているものについては、今後整理を行い、附属機関を新たに設置する時期と合わせ、随時位置づけを行ってまいりたい。
- 総務次長 これまで原課にて附属機関を設置するのか判断していたが、今年度指針を策定し、設置運営に関する考えを基に原課と調整の上、附属機関の追加に向け随時取り組んでいく予定である。
- 上地安之 委員 一定の役割が果たされた附属機関の廃止や統合についてどのように考えているのか。
- 行財政改革推進室長 附属機関の廃止や統合については随時見直しを図り、新たな附属機関の設置を提案する時期と合わせて提案してまいりたい。
- 桃原功 委員 現在設置されている附属機関の一覧表をいただきたい。
- 行財政改革推進室長 資料を提出してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○平良眞一 委員長 休憩いたします。（午後2時55分）

○平良眞一 委員長 再開いたします。（午後2時55分）

○平良眞一 委員長 本日の委員会を散会いたします。

（散会時刻 午後2時55分）

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成30年3月6日（火）

午前10時00分 開議

午後 0時22分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	平良真一
委員	石川慶
委員	桃原功
委員	伊波一男
委員	知念吉男

副委員長	宮城克
委員	佐喜真進
委員	上地安之
委員	我如古盛英

○欠席委員（0名）

○説明員（5名）

総務部次長	泉川幹夫
税務課長	津波古良幸
家屋係長	譜久山朝也

市民防災室長	普天間朝彦
土地係長	仲松剛

○議会事務局職員出席者 伊佐 真也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第87号 固定資産税の課税ミスによる過徴収について
- (2) 請願第2号 沖縄県主催による国民保護計画に基づく避難訓練の実施訓練を求める請願

【表決】

- (3) 議案第18号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第20号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議案第30号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(3件一括議題)
- (4) 議案第17号 宜野湾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び宜野湾市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第18号 宜野湾市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
- (6) 議案第1号 平成29年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

【閉会中の継続審査申出】

- (7) 請願第2号 沖縄県主催による国民保護計画に基づく避難訓練の実施訓練を求める請願

- 陳情第19号 個人住民税（市町村民税）に係る特定寄付金対象施設の指定に関する要望
- 陳情第30号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第35号 監査委員の税理士登用方について
- 陳情第38号 「伊佐市営住宅跡地の有効利用について（再回答）」に対する陳情
- 陳情第40号 国連の「沖縄県民は先住民族」という勧告の撤回を求める陳情
- 陳情第87号 固定資産税の課税ミスによる過徴収について

（7件一括議題）

平成30年3月6日（火）第3日目

○平良眞一 委員長 総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第87号 固定資産税の課税ミスによる過徴収の返還について

～固定資産税の過誤に関する現状説明～

○税務課長 固定資産税の過誤納付の取扱いについては、地方税法上は5年まで遡及して返納することは可能である。さらに、要綱に基づき、納税通知書等がない場合は10年、納税通知書等がある場合は20年までは遡及して補填が可能である。陳情者においては、納税通知書等がないため20年まで遡及し返納できない状況にある。

～参考意見の聴取～

○桃原功 委員 固定資産税の過誤納付は何年まで遡及し、還付できるのか。

○税務課長 地方税法は、5年まで遡及して還付が可能である。さらに、本市では、要綱に基づき納税通知書等がない場合でも10年まで遡及し補填できるが、納税通知書等がある場合に限り20年まで遡及し補填している。

○桃原功 委員 陳情者が納税通知書等を20年以上保管していれば、20年まで遡及し返納は可能だったのか。

○税務課長 納税通知書等があれば可能である。

○桃原功 委員 固定資産税の賦課誤りが発覚した経緯を伺いたい。

○税務課長 窓口相談の際に発覚した。

○桃原功 委員 納税義務者が納税通知書等を20年分保管しているのはまれで、賦課誤りの根拠を納税義務者に準備させるのは酷ではないのか。課税誤りが原因であるなら、課税台帳を活用して返納できないのか。

○税務課長 固定資産税課税台帳の保存期間を10年と規定していたため、課税台帳が存在せず、20年以上遡及しての還付等ができない状況にある。

○桃原功 委員 課税台帳の保存期間は10年を過ぎれば破棄しているのか。

○税務課長 以前は破棄していたが、固定資産税課税誤りが発覚した経緯から、

平成26年度以降の固定資産課税台帳を保管し、同様の賦課誤りに対応できるようにしている。

- 桃原功 委員** 要綱等には市長の判断による救済措置はないのか。また、行政側でも課税台帳を保存していないことから20年まで遡及し、返納していただきたいがいかがか。
- 税務課長** 要綱に定めはない。納税義務者は、市を相手に国家賠償法に基づき、最高20年まで遡及して補填することについて裁判することが可能である。判例では納税義務者にも納税通知書の保存義務が生じ、過失相殺が7対3の割合で納税義務者が勝訴しているケースがある。
- 桃原功 委員** 行政の過失により返納できない額を次年度の固定資産税額から差し引きできないのか。
- 税務課長** そのような手法を用いている自治体は把握できていないが、対応が可能か確認してまいりたい。
- 桃原功 委員** 陳情者は行政不服審査申し立てを申請したのか。
- 税務課長** 申請は提出されていない。
- 知念吉男 委員** 課税誤りの発覚に至る経緯について再度お伺いしたい。
- 税務課長** 納税義務者の妻が窓口で固定資産税額の確認をしてほしいと相談に訪れた際に発覚した。
- 知念吉男 委員** 行政の仕事は市民の立場に立って行うものであることから、納税義務者の納付状況を鑑み、ただちに庁議を開き、要綱を見直すべきだと考えるがいかがか。
- 税務課長** 要綱の見直しについては、すでに要綱の範囲以内で返納が済んでいる納税義務者との公平性、他市に与える影響や財政状況を含め、調査研究してまいりたい。
- 知念吉男 委員** 財源が厳しい状況でも補填すべきだと考える。また、納税義務者が泣き寝入りしている現状があることから、早期に要綱を見直していただきたい。
- 税務課長** 他市の状況等を調査し、対応方法を検討してまいりたい。
- 上地安之 委員** 過誤納付額の件数及び金額についてお伺いしたい。
- 税務課長** 平成29年度2月末時点で住宅地特例適用を含む件数が18件で174万4,792円、平成28年度は14件で577万5,027円になる。
- 上地安之 委員** 領収書等がなく、一部を返納できていない件数を伺いたい。
- 税務課長** 資料が手元にないため回答できない。
- 上地安之 委員** 要綱の施行日について伺いたい。
- 税務課長** 平成26年2月10日施行である。
- 上地安之 委員** 納税義務者の過誤納付が発生した場合、税の滞納者への措置

として滞納額に充当する対応は行っていないと理解してよいか。

- 税務課長** そのとおりである。
- 上地安之 委員** 課税台帳がなく返納できない過誤納付金の件数と要綱について資料をいただきたい。
- 税務課長** 整理して提出してまいりたい。
- 伊波一男 委員** 現在の課税内容を活用して算出できないか。
- 税務課長** 固定資産税は負担調整率など複雑な計算で算定しているため、現在の賦課額から算出するのは困難である。
- 伊波一男 委員** 本市の要綱は他市と比較しても広く対応しているとの説明を受けたが、要綱の見直しは可能なのか。
- 税務課長** 納税義務者との公平性や他市に与える影響や財政状況を含め、調査研究してまいりたい。
- 我如古盛英 委員** 国や県に小規模住宅用地特例の軽減措置適用額を報告した資料の中に個別の課税台帳の写しなどを添付していないのか。
- 税務課長** 市全体の概要調書のみを報告している。
- 我如古盛英 委員** 該当者には温情のある対応をお願いしたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 平良眞一 委員長** 休憩いたします。（午前10時45分）
 - 平良眞一 委員長** 再開いたします。（午前10時55分）
-

【議題】

請願第2号 沖縄県主催による国民保護計画に基づく避難訓練の実施訓練を求める請願

～国民保護計画に基づく避難訓練に関する現状説明～

- 市民防災室長** 国より平成29年4月19日付けで弾道ミサイル発射を想定した住民避難訓練の実施についての通知を受けている。これまで全国で100を超える自治体にて共同訓練及び地方単独訓練が実施されている。
県は、平成29年12月25日に弾道ミサイル発射を想定した住民避難訓練の説明会を開催し、年度内の訓練実施を呼びかけている。
本市では、来る3月11日の津波避難訓練と自衛隊の炊き出し訓練に合わせた市単独訓練を予定している。

～参考意見の聴取～

- 桃原功 委員** 津波避難訓練と合わせて国民保護計画に基づく避難訓練を実施すると理解してよいか。
- 市民防災室長** 西海岸地区を中心とした津波避難訓練終了後に、5～10分を目安に弾道ミサイル発射を想定した国民保護計画に基づく避難訓練を実施する予定である。その後に、自衛隊主催による炊き出し訓練を行う流れとなる。
- 桃原功 委員** 国民保護計画に基づく避難訓練の内容についてお伺いしたい。
- 市民防災室長** 通常は建物中に避難するが、今回は避難訓練終了後に市立博物館の駐車場スペースで実施を予定している。災害避難訓練と異なる旨の説明を行うほか、弾道ミサイル発射を想定し、着弾までの数分でどのようなことができるかを訓練するものとなる。
- 桃原功 委員** 参加する自治会についてお伺いしたい。
- 市民防災室長** 西海岸地域の避難訓練に参加する自治会は、大山区、真志喜区、大謝名区、上大謝名区、宇地泊区、嘉数ハイツ区、大謝名団地の7自治会に自主防災組織を組織した愛知区と普天間一区の2自治会である。
- 桃原功 委員** 今回の訓練に伊佐区自治会が参加していないのはなぜか。
- 市民防災室長** 津波避難訓練後に防災に関する講演会を実施予定のためと伺っている。
- 桃原功 委員** 国から当該訓練の実施に関する指導等はあるのか。
- 市民防災室長** Jアラートによる共同訓練の実施を行い、積極的な情報連携を実施したいとの通知を受けている。
- 上地安之 委員** 来る3月11日の避難訓練は国や県との共同訓練なのか。
- 市民防災室長** 津波避難訓練と合わせた市単独による複合的な訓練を実施するもので、国や県との共同訓練ではない。共同訓練は、事前準備に時間を要するため見送った。また、県内で共同訓練や市単独での訓練を実施している自治体はない。
- 上地安之 委員** Jアラートによる国との情報連携や県の後方支援を含めた共同訓練を実施する予定はあるのか。
- 市民防災室長** 訓練参加者へのアンケート調査結果や他市町村の状況を踏まえて検討してまいりたい。
- 上地安之 委員** 市は共同訓練の実施を求めたことがあるのか。
- 市民防災室長** 年末に実施された県のアンケート調査において、他市町村と足並みをそろえた共同訓練の実施や説明会の実施を要望した。
- また、県は次年度に凶上訓練の実施を予定しているが、住民参加の実動訓練については不安が広がる恐れから実施は難しいと伺っている。

- 上地安之 委員 3月11日の訓練に参加する団体名についてお伺いしたい。
- 市民防災室長 今回会議の中では参加自治体のほか、陸上自衛隊、宜野湾警察署、社会福祉協議会、宜野湾市赤十字奉仕団である。
- 我如古盛英 委員 津波避難訓練と国民保護計画に基づく避難訓練を別々に実施するほうが効果的ではないか。
- 市民防災室長 短い期間の中で訓練を行うに当たり別々の日にちを確保することが難しいため同日の開催に至った。
- 桃原功 委員 Jアラートが発信され、市町村が市民へ周知に至るまでどのぐらいの時間を要するのか。
- 市民防災室長 昨年の実例として北朝鮮からの弾道ミサイル発射を国が確認し次第、瞬時にJアラートが作動することとなる。
- 桃原功 委員 どのような内容で放送されるのか。
- 市民防災室長 有事の種類により避難の呼びかけやサイレンなど放送内容が異なる。
- 知念吉男 委員 ミサイル発射から着弾までのわずかな時間で避難するのは困難ではないのか。
- 市民防災室長 当該訓練は弾道ミサイルが着弾した際に爆風の衝撃や飛散物から身を守るための訓練であり、弾道ミサイルから逃げるための訓練ではない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前11時30分）
- 平良眞一 委員長 再開いたします。（午前11時50分）
-

【議題】

- 議案第17号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決する。

【議題】

議案第18号 宜野湾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び宜野湾市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】

～反対討論～

○桃原功 委員 本市の逼迫した財政状況において特別職及び議員の期末手当の引き上げは、市民に理解されるものではないことから賛同できない。

～賛成討論～

○石川 慶 委員 特別職等の期末手当の支給割合について他市との均衡を図るほか、これまでも社会情勢により見直しは行っていることから、該条例について賛同する。

【審査結果】

挙手採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決する。

(賛成5：反対3)

【議題】

議案第19号 宜野湾市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】

～反対討論～

○我如古盛英 委員 人事院勧告等に準じるほか、他市町村の均衡を図るためものだが、市職員労働組合との交渉回数が少ないことや、定年後の生活設計に影響を及ぼすことから当該議案には賛同できない。

～賛成討論～

○伊波一男 委員 人事院勧告等による官民格差の是正や、沖縄県市町村組合に加入している38市町村についても本市と同様改定に向け取り組んでいることから、賛同する。

【審査結果】

挙手採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決する。

(賛成5：反対3)

議題】

議案第1号 平成29年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

【質疑終結】

【修正案】

桃原功委員外2名より、議案第1号 平成29年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案を宜野湾市議会会議規則第99条の規定により提出する。

【修正案の提案趣旨説明】

○桃原功 委員 議案第1号 平成29年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案は、議員及び特別職等の期末手当に係る歳出予算を予備費に充てる内容である。

歳入歳出予算の第1表、歳入歳出予算補正、歳出中、1款議会費、1項議会費中、補正額「124千円」を「△426千円」に、計「299,082千円」を「298,532千円」に、1款議会費中、合計補正額「124千円」を「△426千円」に、計「299,082千円」を「298,532千円」に、2款総務費、1項総務管理費中、補正額「△202,328千円」を「△202,423千円」に、計「6,030,810千円」を「6,030,715千円」に、2款総務費中、合計補正額「△221,223千円」を「△221,318千円」、計「6,678,379千円」を「6,678,284千円」に、10款教育費、1項教育総務費中、補正額「△20,299千円」を「△20,338千円」に、計「731,631千円」を「731,592千円」に、10款教育費中、合計補正額「△342,444千円」を「△342,483千円」に、計「5,922,355千円」を「5,922,316千円」に、14款予備費、1項予備費中、補正額「1,606千円」を「2,290千円」に、計「68,824千円」を「69,508千円」に、14款予備費中、合計補正額「1,606千円」を「2,290千円」に、計「68,824千円」を「69,508千円」に修正する。

【修正案に対する質疑】

質疑なし。

【討論】

～修正案に対し反対、原案に賛成の討論～

○上地安之 委員 特別職及び議員の期末手当に関しては、閣議決定通知に準じるほか、各市との均衡を図るものである。

～修正案に対し賛成、原案に反対の討論～

○知念吉男 委員 昨今手数料の引き上げ等市民負担がふえることや、財政が厳しい中、期末手当を遡及し支給するは到底市民の理解を得られるものではない。

【審査結果】

修正案への挙手採決の結果、賛成少数により修正案は否決とし、原案への挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決する。

（ 修正案 賛成 3 : 反対 5
原案 賛成 5 : 反対 3 ）

【議題】

請願第 2 号 沖縄県主催による国民保護計画に基づく避難訓練の実施訓練を求める請願

陳情第 1 9 号 個人住民税（市町村民税）に係る特定寄付金対象施設の指定に関する要望

陳情第 3 0 号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

陳情第 3 5 号 監査委員の税理士登用方について

陳情第 3 8 号 「伊佐市営住宅跡地の有効利用について（再回答）」に対する陳情

陳情第 4 0 号 国連の「沖縄県民は先住民族」という勧告の撤回を求める陳情

陳情第 8 7 号 固定資産税の課税ミスによる過徴収について

【閉会中の継続審査申出】

上記 7 件について、閉会中もなお継続審査を要するため議長に申し出ること
に決定。

○平良眞一 委員長 本委員会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後 0 時 2 2 分）